



障がい者のための 国際シンボルマーク

障がいのある人々が利用できる建造物、施設や公共交通機関であることを示す世界共通の国際シンボルマークです。マークの使用については、国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。

公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会



盲人のための 国際シンボルマーク

世界盲人連合が定めた、世界共通の国際シンボルマークです。視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。このマークを見かけた場合には、視覚障がい者への利用の配慮について、ご理解、ご協力をお願いします。

社会福祉法人 日本盲人福祉委員会



身体障がい者標識 (四つ葉マーク)

肢体不自由あることを理由に免許に条件を付されている方が、運転する車に表示するマークで、マークの表示については努力義務となっています。

危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。

警視庁交通局、都道府県警察本部交通部



聴覚障がい者標識 (聴覚障がい者マーク)

聴覚障がいあることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。

危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。

警視庁交通局、都道府県警察本部交通部



ほじょ犬マーク

身体障がい者補助犬法の啓発のためのマークです。「身体障がい者補助犬法」において、公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設は、身体障がいのある人が身体障がい者補助犬を同伴するのを受け入れる義務があります。

補助犬を同伴していても使用者への援助が必要な場合があります。使用者が困っている様子を見かけたら積極的にお声かけお願いします。

厚生労働省社会・援護局



耳マーク

聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークもあります。

聴覚障がい者は見た目には分からぬために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。

このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない・聞こえにくい」ことを理解し、コミュニケーションの方法等への配慮についてご協力をお願いします。
一般社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会



オストメイト用設備／ オストメイト

オストメイトとは、がんなどで人工肛門・人口膀胱を造設している排泄機能に障がいのある人のことを言います。

このマークは、オストメイトの為の設備（オストメイト対応のトイレ）があること及びオストメイトであることを表しています。

公益財団法人 交通エコロジー・モビリティ財団



「白杖 SOS シグナル」 普及啓発シンボルマーク

白杖を頭上 50 cm程度に掲げて SOS のシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖 SOS シグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。

白杖による SOS のシグナルを見かけたら、進んで声をかけ、困っていることなどを聞き、サポートしてください。

岐阜市 福祉部福祉事務所障がい福祉課



手話マーク

耳が聞こえない人が手話でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、手話による対応ができるところが掲示できます。耳が聞こえない人等がこのマークを提示した場合は「手話で対応をお願いします」の意味、窓口等が掲示している場合は「手話で対応します」等の意味になります。

一般財団法人 全日本ろうあ連盟



ハート・プラスマーク

「身体内部に障害がある人」を表しています。身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱、直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に障がいがある方は外見からは分かりにくいため、様々な誤解を受けることがあります。

内部障がいの方の中には、障がい者用駐車スペースに停めたいといったことを希望していることがあります。

特定非営利活動法人ハート・プラスの会

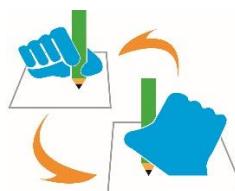


ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせができるマークです。

東京都 福祉保健局

神奈川県 福祉子どもみらい局



筆談マーク

耳が聞こえない人、音声言語障がい者、知的障がい者や外国人などが筆談でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、筆談による対応ができるところが掲示できます。耳が聞こえない人等がこのマークを掲示した場合は「筆談で対応をお願いします」の意味になります。

一般財団法人 全日本ろうあ協会